

## ■法人市民税 税率表（兵庫県丹波篠山市）

### 【均等割】

号	法人等の区分	税率(年額)
1	次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人)に該当するものを除く)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く) ホ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む)の数の合計数が50人以下のもの	5万円
2	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円
3	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
4	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
5	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
6	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
7	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
8	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
9	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業員数の合計数が50人を超えるもの	300万円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度分は、「資本金等の額」は、「資本金の額又は出資金の額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」のいずれか大きい額となります。なお、資本金等の額及び従業者数は法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の状況によります。

※事業年度の途中で事務所等を新設又は廃止された場合は、その事務所等を開設していた期間に応じて月割計算により算定します。なお、この月数ですが、1月に満たない場合は1月とし、1月に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

(例:20日間の場合→1カ月、1カ月と20日間の場合→1カ月)

### 【法人税割】

令和元年10月1日以後に開始する事業年度分より、税率が変更されていますのでご注意ください。

区 分	税 率		
	平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日～令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年400万円以下で、かつ、次のいずれかに該当する法人等 ①資本金等の金額が1億円以下である法人 ②資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) ③法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの	12.3%	9.7%	<b>6.0%</b>
上記以外の法人	14.7%	12.1%	<b>8.4%</b>

※資本金等の金額が1億円以下であるかどうかは、又は資本若しくは出資を有しないかどうかの判定は、算定期間の末日の状況により判定します。  
※本市と他の市町村において事務所等を有する法人の法人税額が年400万円以下であるかどうかは、関係市町村に分割する前の課税標準となる法人税額により判定します。

### 【税額の計算】

法人市民税額＝均等割額＋法人税割額

※それぞれ100円未満の端数を切り捨てた上で合計します。